

参議院 厚生労働委員会

平成 28 年 11 月 10 日（木曜日） 午後 1 時 19 分開会

○委員長（羽生田俊君） ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

○委員長（羽生田俊君） 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○太田房江君 自由民主党の太田房江でございます。

本日は、厚労委員会では初めての質問でございます。よろしくお願いいたします。

質問に先立ちまして、昨日アメリカで、世界中の驚きの中、トランプ新大統領が誕生されました。イギリスのEU離脱に続きまして、私の正直な感想もサプライズでございましたけれども、その中で今日も日経株価は乱高下を続けております。昨日は一時千円を超えて下落をしたんですけれども、今日はもうそれを取り戻したということです。円相場の方も、一時期百一円に急伸をいたしましたけれども、先ほど聞きましたら百六円ぐらいたということで、まさに世界中が混乱をしているということだと思えます。

こうしたグローバルな市場を通じまして世界経済あるいは日本経済への影響も当然心配されておりますし、経済と社会保障制度は表裏一体であると言われていた中で、日本の社会保障制度についても意を持ってこの堅持を図っていかなくてはならないと思っております。

私は、政務官を九か月やらせていただく中で、アメリカに一度、感染症対策の連携の件で出張をさせていただきました。こういう面でも大変重要なパートナーであると思えますし、また、WHO改革というのを進めなくてはなりませんけれども、WHOへの拠出金等を含めまして、何というんでしょうか、アメリカ・ファーストと言われるトランプ大統領の理念の中でこういう国際機関への関わりというのがどのようになっていくのか、こういうことも注視をしないといけないのではないかと考えております。

ただ、私たちがやるべきことは、どのような状況下でも、世界に冠たる日本の社会保障制度、国民皆保険制度あるいは公的年金制度、こういったものをしっかりと改革を加えながら堅持をしていくということだと思っております。

昨日の今日の話で大変恐縮なんですけれども、アメリカ通と言われる大臣、そして社会保障担当大臣であります現在の大臣の思い、もう感想で結構でございますので、ちょっとお聞かせいただければ幸いです。どうも済みません。

○国務大臣（塩崎恭久君） 昨日、アメリカの大統領選挙が行われて、大方の予想と違う結果になったということは事実だろうと思えますが、今日の株式市場のお話を今お触れをいた

だきましたけれども、多分、選挙期間中とそれ以降とはまたいろいろ違うんだろうと思いますし、これからどういう形で来年の一月の大統領就任に向けていろいろなことを発信をされるのか、よく見ていくことが必要なんだろうと思いますし、冷静に見ていくことが大事ではないか。安倍総理は十七日にトランプ次期大統領とお目にかかるというふうに報道などでは聞いておりますけれども、来年の一月まではオバマ政権であることは変わりません。したがって、ゆっくり冷静に、トランプ政権というのがどういう政権になるのか、そして日米関係がどうなるのか、これについてよく考えて、落ち着いて対応方針を考えていくというのが一番大事なのかなというふうに思っています。

その間にあって、私ども、この社会保障の改革については、少子高齢化の中で改革を進めていかなきゃいけないということは何も変わりませんから、私どもはやっぱり経済を強くしながら社会保障の充実と改革に向けて努力をしていくべきだろうと思いますし、今日の安倍総理とトランプ次期大統領の話合い、お電話でされたようではありますが、報道で見る限りは、先方も、日本というのは大変大事な国だということは何も変わっていない認識を示されたと聞いておりますので、そういう中で、日本の再生に向けて引き続き頑張っていきたいというふうに思います。

○太田房江君 元部下に丁寧に御説明いただき、ありがとうございます。

冷静さということが本当にキーワードだと私も思います。そこで、本題であります年金受給資格期間短縮法案について質問させていただきます。

今回の年金受給資格期間の短縮と申しますのは、今年の八月二日に閣議決定をされました経済対策、未来への投資を実現する経済対策、これを受けて法案として提出をされたものでございます。この経済対策におきましては、消費の底上げを図り内需をしっかりと拡大するためには社会全体の所得の底上げを図ることが重要であるとして、年金受給資格期間の短縮が経済対策の柱の一つとして位置付けられております。

そもそも、安倍内閣のニッポン一億総活躍プランでも、日本経済の更なる好循環を形成するため、社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという新たな社会経済システムづくりに挑戦するということが明示されております。こうした観点から、まずは今回の期間短縮法案の効果や意義についてお伺いをしたいと存じます。

まず、今回の施策の効果についてでありますけれども、受給資格期間の短縮によって、新たに生涯にわたり年金を受給でき、毎月一定の収入が得られる方々が出てこられることとなります。高齢者は消費性向が一般に高いと、こういうふうに言われているんですね。お手元に一枚だけ資料を配らせていただきました。これは総務省の家計調査でございまして、平成二十七年のものでございますけれども、これを見ましても、いわゆる消費性向、これは可処分所得に対する消費の割合ということですが、平均が七三・八%であるのに対しまして、世帯主が六十歳以上の世帯では九二・四%と、こういうふうになっております。

そこで、こういう消費底上げ効果に対する規模感を得るために、今回の期間短縮により恩恵を受けることとなる方の数、それから年金の増加額、基礎年金と厚生年金でそれぞれ平均してどれくらい年金額が増加すると見込んでおられるのか、年金局長にお伺いをいたします。

○政府参考人（鈴木俊彦君） お答えを申し上げます。

今回の法改正によりまして初めて年金の受給権を得る方は約六十四万人でございまして、そのうち老齢基礎年金の受給権を得る方が約四十万人でございます。加えまして、六十歳から六十四歳で受け取る特別支給の老齢厚生年金の受給権者等、これを含めると対象者が約二十四万人加わります。

この二十四万人の内訳でございますけれども、期間短縮で初めて六十歳代前半に特別支給の老齢厚生年金の受給権を得る方、これが六万人でございまして。それから、現行制度でも任意加入などによりまして二十五年の期間を満たし得る方が、今回の制度改正によりまして自力で二十五年の要件を満たすよりも早く老齢年金の受給権を得る、こういう方がいらっしゃるわけでございますけれども、この六十歳以上の方が約十八万人でございまして。

年金額でございますけれども、初めて老齢基礎年金を受給することとなる方の平均受給額が月額で約二・一万円になるというふうに見込んでございます。

一方で、老齢厚生年金でございますが、これは個々の対象者の方の過去の標準報酬額を基にいたしまして平均の標準報酬額を年金の支給決定を行う際に計算して確定させる、こういう作業が必要でございますので、現時点で正確な平均受給額までお示しすることはなかなか難しいわけでございますけれども、一千人の対象者につきましてサンプル調査をいたしましたところ、厚生年金の期間を持つ方につきましては、基礎年金とは別に平均して月額一・一万円を受給されることになるという結果が得られたところでございます。

したがって、給付費の全体の規模といたしましても、満年度で全体二千億規模、そのうち基礎年金が一千億規模ということで推計をいたしております。

○太田房江君 ありがとうございます。

新たに六十四万人の方が年金を受給することができるようになる、そしてその総額は全体で二千億円程度と、こういうことでございまして、先ほど紹介を申し上げました高齢世帯の比較的高い消費性向ということに鑑みますと、二千億円のうちの九割ぐらいがあるいは消費に向かう可能性があるということで、経済対策にも示されました消費の底上げ効果というものにも大いに期待したいと思っております。

時間の関係もございまして一つ飛ばさせていただきます、次に、今回の措置の財源についてお伺いをいたしたいと思っております。

我が国の年金制度、これは言うまでもないことでございますけれども、基礎年金部分について二分の一の国庫負担、これがなされておりますために、今回の措置の実施に当たりまして新たな国庫負担は必要となります。しかし、基礎年金の二分の一以外は保険料で賄われると、こういうことであります。先ほど、六万人の方が特別支給の老齢厚生年金支給されることになるというお答えを頂戴いたしましたけれども、この部分についても保険料のみを財源として年金給付が行われることになるということです。したがって、今回の措置は、給付費の全額を国庫負担で賄うということではなく、これまで支払った保険料が年金給付に結び付くことによって所得の底上げが図られるという点が経済対策としても大きく評価できる

ポイントであるというふうに考えます。

国庫負担の財源についても赤字国債に依存しないで実施する予定だというふうに伺っておりますけれども、改めて、今回の措置に伴う国庫所要額と財源について副大臣にお伺いをいたします。

○副大臣（橋本岳君） 財源についてのお問いでございますが、まず、受給資格期間の短縮によって必要となる所要財源は、初年度である平成二十九年度につきましては、年度の途中である八月施行であるために約二百六十億円と見込んでございます。そして、満年度となります平成三十年度的につきましては約六百五十億円と、このように見込んでいるところでございます。

それから、財源につきましてでございますけれども、これ具体的には今後の予算編成過程の中で確定をさせていくということになるわけでございますが、平成二十八年度当初予算において計上されていた簡素な給付措置の実施のために必要な予算約六百六十億円が、第二次補正予算において平成二十九年度からの二年半分の予算が一括計上されております。このことによって財源があるなというようなことは頭に置いた上で、先ほど御指摘をいただいたように、赤字国債に依存することなくこのことを実現をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○太田房江君 今日は二十分という時間、限られておりますので、ここで大臣にもう一つお伺いしておきたいと思っております。

社会保障制度改革の全体像についてということなんですけれども、今回の受給資格期間の短縮は、現行の年金制度の枠内で保険料を給付に結び付ける施策ということで評価できるものでございますけれども、もとより基礎年金だけで高齢期の生活費の全てを賄うことは難しいという面もあり、貯蓄なども生かしながら自立した高齢期の生活設計を考えていく必要があると思っております。その意味で、公的な年金制度のセーフティーネット機能の強化と併せまして、私的年金制度の普及などを含めて重層的な保障の在り方を考えていくということが重要なのではないかと思います。

社会保障改革に魔法のつえはないとよく言われます。給付を厚くしようとするれば負担は重くなります。支え手である現役世代の負担とのバランスの上で給付の在り方を考えていかなければなりません。しかし、抜本改革という言葉が発するだけでも何も前進いたしません。ここは、実現可能な具体策を一步ずつ進めながら更に不断の改革を進めていくということが重要と言うに尽きるのではないのでしょうか。

そして、もう一つ大事なことは、全ての高齢者が生きがいを持って自立して活躍できる社会像を描き、それに向けた社会保障制度の在り方をトータルで考えていくべきであるというふうに考えます。

今後の社会保障改革の全体像と目指すべき少子高齢化社会の在り方についてどのように大臣が考えておられるのか、ここで伺いをいたしたいと思っております。

○国務大臣（塩崎恭久君） 今先生からお話がありましたように、トータルで物事は考えていかなきゃいけないという御指摘がございましたが、まさにそのとおりだろうと思います。

いわゆる狭義の社会保障制度、あるいは狭義の年金制度そのものにつきましては、年金であれば財源は保険料収入とそれから税とそして積立金と、この三つしかないわけでありまして、これをどう今と将来と分かち合っていくのかということを考えていく、そのためには絶えざる改革をしていかなければいけないということで、今回、賃金スライドのことも、改めて将来世代の年金を確保するためにこういう形で変えるべきではないかという御提案を申し上げているわけでありまして。

しかし、社会保障制度を改革したとしてもそれで全てが解決するわけではないので、大事なことは、やはり今日の暮らしと将来の暮らしと両方が安心できるようにするためにやるべきことを全体としてやる、まさに一億総活躍プランというのはその全てをカバーしていると思うわけでありまして、あらゆる立場の人たちがそれぞれ能力を発揮しながら生きていけるようにしようじゃないかと、こういうことでございます。

したがって、高齢者にとっても、やっぱり可能な限りは働くことができる、あるいは多様な働き方ができていく、あるいは女性もそうだと思いますが、そういう形で自らが所得を得る期間を長くする。

それから、一方で、社会保障の全体で将来の高齢者の暮らしを、あるいは今の高齢者の暮らしを守るということ達成をしていくということでございますので、経済政策も基本であり、そして、少子化対策、子育て支援というものも社会保障の基盤を強化するためでもあり、また、高齢者が働け、そして介護が必要な方も、そのことによって若い人たちに離職を余儀なくされるようなことがないようにしていくということも、実は全体として社会保障を守り、暮らしを守ることにもつながるといふことだと思いますので、今まさに我々がやろうとしている一億総活躍プランの中に今お尋ねの要素はほとんど全て入っているというふうに見えるべきなのかなというふうに思います。

そういうことで、それぞれの力をそれぞれの力いっぱいに出せるようにする環境整備をしていくということにまた不断の努力を続けてまいりたいと思います。

○太田房江君 ありがとうございます。

私がこういう質問をいたしましたのは、これから議論になるであろう年金改革全体の議論について、やはり整合性の持った全体を俯瞰した議論、持続可能な社会を築くにはどうしたらよいかということの全体を俯瞰した議論がしっかりとされるようにということで、今、全体像を大臣にお聞きしたということでございます。

最後に一点だけ、情報提供についてお伺いしておきたいと思います。

もとより、今回、十年間掛ければ年金がいただけるようになるという大変経済対策としても役に立つ措置がなされるわけでございますけれども、どれだけの年金が自分にもらえるのかどうか、これをしっかりと情報提供していかないと、これが本当の経済の場面でも役立つということになりません。

こうした観点から、国は年に一回誕生月にねんきん定期便というのを送付していただいて

おりますけれども、二十三年二月からはねんきんネットというパソコンやスマホでも見ることもできる新しい媒体ができたというふうに聞きましたが、まだこれが十分活用されていないということでございますので、これについて、もっと普及をさせるにはどうしたらよろしいかお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○政府参考人（伊原和人君） ねんきんネットについて御質問がございましたので、お答えさせていただきたいと思います。

ねんきんネットは、平成二十三年の三月にスタートいたしまして着実に伸びてまいりまして、直近の九月末の段階では四百三十五万人の方まで御利用いただくところまで来ております。先生から御指摘ありますように、やっぱり多くの方に自分の年金記録を確認していただいたり、あるいは御自身の年金見込額を算出していただくという意味では非常に有効な手段だと考えておりまして、更に普及を図っていきたいと思っております。

来年度はさらに紙の定期便からオンラインへとシフトしていこうと考えておりまして、IDを簡単に取得できるような工夫をしたりとか、あるいはねんきんネットを使っていた方にはむしろ定期便は送らないような形で費用の効率化を図っていくというようなことも進めてまいりたいと思っております、一層この普及に努めてまいりたいと、このように思っております。

○太田房江君 ありがとうございます。